

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度の新設
担当部署	総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課 番号企画室 電話番号: 03-5253-5859 e-mail: new_number@soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】</p> <p>令和元年10月に新たな電気通信事業者(以下「事業者」という。)が携帯電話市場に参入したことに伴い、当該事業者に対して携帯電話番号(090/080/070番号)の指定を開始した。これにより、携帯電話番号の指定率は直近では上昇傾向にある。他方、事業開始時には一定規模の携帯電話番号を指定するため、今後再び上昇すると考えられるが、全体としての使用率は一時的に下落している。</p> <p>また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会のデジタル化の促進等によるテレワーク需要が増大し、自宅からでもコミュニケーションが取れるツールのニーズが増加しており、固定電話番号の利用の在り方も多様化している。</p> <p>上記のような社会の変化等を把握できたが、事前評価後も課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】</p> <p>事前評価時は①②をベースラインとしており、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらずベースラインに変化はない。</p> <p>①モバイル化やIoT化の進展により番号のニーズが高まり、ひっ迫する一方、総務省から番号の指定を受けた事業者において未使用の番号が多く存在している。国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認し、番号の使用及び管理の適正性を確保するための規定がない場合、番号の指定率と使用率との間にかい離が更に広がっていった状況を事後評価のためのベースラインとする。</p> <p>②固定電話のIP網移行により、NTTの交換機が廃止されると、今後は全ての事業者において番号データベースを構築して番号管理を確実に実施する必要がある。固定電話についても、携帯電話と同様に、双方方向番号ポータビリティを実施することが求められている。これらを各事業者による自主的な取組のみに委ね、事業者間調整の難航や費用負担の回避等により番号データベースの計画的な構築や双方方向ポータビリティの円滑な実施が実現できないような、IP網に対応した番号の適正な使用及び管理が行われない状況をベースラインとする。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】</p> <p>①規制の事前評価時に挙げていた携帯電話番号と着信課金サービスに用いられる0120番号の事業者への指定率は、現在も90%を上回っているが、事業者による使用率は依然と高い状況である。</p> <p>携帯電話番号については、令和元年の本規制の施行に際し、未使用番号があった事業者に対しては、その番号を指定しなかったことから、指定率と使用率のかい離を是正することができた。他方、新規参入事業者への番号指定を開始したことに伴い、全体としての指定率は上昇している一方で、参入当初に一定規模の番号を指定したことから、指定率と使用率は再びかい離した。番号使用の需要は引き続き伸びており、今後も番号のひっ迫が懸念されることから、事業者において未使用番号の使用率を高め、指定率とのかい離を縮小させるために、番号の使用及び管理の適正性を確保する必要がある。</p> <p>0120番号については、指定事業者及び番号指定状況には変化はないものの、番号の使用数が増加していることから、番号使用の需要が減っている。しかし、依然として、指定率が高いため、新規参入等により新規指定を希望する事業者が現れた場合には、番号のひっ迫が懸念される状況である。</p> <p>電気通信番号は、電気通信分野における有限・希少な資源であり、公平・効率的な再配分により事業者間競争を促進し、多様なサービスの提供につながる環境を整える必要がある。そのため、国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認し、番号の指定率と使用率のかい離が生じている状況を改善し、番号の使用及び管理の適正性を確保する必要があることから、本規制は引き続き必要であると考えられる。</p> <p>②事業者による番号データベースの計画的な構築と固定電話の双方方向番号ポータビリティの実施は、固定電話網のIP網への移行と同時に進められることとされており、令和7年1月末までに行われる予定である。現状では、それらに向けて、各事業者間での相互接続検証などの準備が進められている。固定電話網のIP網への移行によりNTTの交換機が廃止され、全ての事業者において番号データベースを構築して番号管理を実施することになることに伴い、固定電話の双方方向番号ポータビリティを実現することが期待されている。これらを各事業者による自主的な取組のみに委ねると、事業者間調整の難航や費用負担の回避等により番号データベースの計画的な構築や双方方向ポータビリティの円滑な実施が実現しない可能性があり、IP網への円滑な移行及び必要な競争環境や利用者利便を十分に確保できなくなる懸念があるため、本規制は必要であると考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】</p> <p>【事前評価時の測定指標】</p> <p>事業者による電気通信番号使用計画の作成及び認定申請については、現行制度においても事業者は番号の指定の申請を行い、総務大臣から番号の指定を受ける手続きが規定されていることから、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。</p> <p>また、事業者における番号データベースの計画的な構築と固定電話の「双方方向番号ポータビリティ」の実施は、事業者がIP網移行後も事業を継続するために必要とされるものであり、本件規制を導入することによる追加費用は限定的であると考えられる。</p> <p>【遵守費用】</p> <p>電気通信番号使用計画の作成及び認定申請の費用は、申請書の作成時間に応じて発生する。1回の申請にあたり、追加となる時間は、40時間と見込まれる。時間単価を約2,900円(※)とすると、1事業者当たり、40時間×2,900円=116,000円と推計される。</p> <p>※約2,900円=4,957円(令和2年分民間給与実態統計調査(国税庁))の平均給与額(正規、年間)÷1,685時間(令和2年における年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模 30人以上)</p> <p>なお、電気通信番号使用計画の作成及び認定申請は、その認定を受けようとする時にのみ生ずる作業であり、認定を受けている電気通信番号使用計画の変更である場合は、追加となる時間は仮定の時間より少なくなり、一概に算定ができるものではないこと、また事前評価時点において費用の定量化をしていないことから、事前評価時点の遵守費用の見込みと比較することは困難である。</p> <p>事業者による番号データベースの構築及び固定電話の双方方向番号ポータビリティの実現に向けた費用については、設備の改修において発生する。事業者による設備の改修については、事業者間で検討されており、事業者による番号データベースの構築は、固定電話網のIP網への移行に伴い、事業者が事業を継続するために必要なものであり、固定電話の双方方向番号ポータビリティは、これと同時に実現されることとなっている。事業者による設備の改修費用については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月 情報通信審議会答申)にて、全事業者の合計のイニシャル費用が約93億円、ランニング費用が約42億円/年との試算が示されており、当該試算結果をスタート台として低廉化に向けた事業者間協議を実施していく旨の報告があった。現在、各事業者が同じスケジュールで一斉に対応を進めることにより、相互接続検証などの費用が限定的となるよう検討が続いている。</p> <p>【「行政費用」の把握】</p> <p>電気通信番号使用計画の認定については、事業者から提出のあった申請書の審査時間に応じて費用が発生する。1件の審査にあたり、追加される時間は、20時間と仮定する。時間単価を約2,600円(※)とすると、1回の電気通信番号使用計画の認定に当たり、20時間×2,600円=52,000円と推計される。年間に提出される申請件数を85件と仮定すると、年間費用の総計は、85件×52,000円=4,420,000円と推計される。</p> <p>※約2,600円(令和3年国家公務員給与等実態調査(人事院))の国家公務員(全職員)平均給与月額417千円÷(8時間×5日×4週)</p> <p>なお、電気通信番号使用計画の認定審査は、その認定を行う時にのみ生ずる作業であり、認定している電気通信番号使用計画の変更に関する審査の場合は、追加となる時間は仮定の時間より少なくなり、一概に算定ができるものではないこと、また事前評価時点において費用の定量化をしていないことから、事前評価時点の遵守費用の見込みと比較することは困難である。</p> <p>【効果(定量化)の把握】</p> <p>① 携帯電話番号については、旧制度において指定したものの未使用であった番号のうち、今後も需要の見込めないものについては、本規制の導入後、総務省から指定しないこととした。これにより、平成30年度末において指定率91.8%・使用率71.4%であったものが、令和元年度末において指定率91.0%・使用率71.9%となり、指定率と使用率のかい離が20.4ポイントから19.1ポイントへ1.3ポイント改善しており、一定の効果があったと認められる。指定が解除された番号(230万番号)は、新規参入事業者の顧客や増加するM2M/IoT機器において使用することが可能となり、本件規制導入後、新たに900万番号の指定を行った。</p> <p>0120番号については、着信課金に使用されているものである。この番号については、本規制の導入前後で、指定率は変動なく、使用率は低下している。これは、低廉な料金で通話が可能でIP電話サービスが一層普及していること、また、携帯電話においてかけ放題プランが浸透したことにより、着信課金サービスの需要そのものが減少していることが要因であると考えられる。</p> <p>事前の規制評価においては、番号の指定率の減少又は使用率の増加が見込まれ、番号を変更せずに使い続けることができ、番号の「増し」が回避できる可能性が高まり、番号の公平・効率的な再配分により事業者間競争が促進される結果、多様なサービスの提供につながると挙げていた。</p> <p>本規制導入後、携帯電話番号の指定率と使用率のかい離については改善が見られている。また国が事業者による番号の使用や管理の方法等を確認することで、番号の公平・効率的な再配分が可能となっており、事業者間競争の促進・多様なサービスの創出に向けた環境整備に一定の効果が見れていると考えられる。</p> <p>以上より、大きなかい離はない。</p> <p>② 事業者による番号データベースの構築とそれによる固定電話の双方方向番号ポータビリティの実施については、固定電話網のIP網への移行の完了が見込まれる令和7年1月末までに行われることとなっている。本規制の導入以前においては事業者都合により対応しない可能性もあったところであるが、本規制の導入に伴い、電気通信番号計画において、固定電話番号の使用に関する条件としてこれらの実現を義務付けており、確実に実現を見込めるようになった。</p> <p>【便益(金銭価値化)の把握】</p> <p>金銭価値化が可能でないため、該当せず。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】</p> <p>規制の事前評価においては固定電話の双方方向番号ポータビリティによって、事業者間競争が促進され、多様なサービスが利用者に提供されると挙げていたが、令和7年1月末までの実現を見込んでおり、現時点では副次的な影響及び波及的な影響は生じていない。そのほか、意図していなかった負の影響については、実現に向けた準備段階であり、特段確認されていない。</p>

<p>考察</p>	<p>①本規制の導入後、旧制度において指定したものの未使用であった携帯電話番号のうち、今後も需要の見込めないものについては、総務省から指定しないこととした。これにより、指定数と使用数にかい離が生じていた状況が改善するとともに、指定可能な番号数を増やすことができた。それらの番号については、新規参入事業者の顧客や増加するM2M/IoT機器において使用することが可能になったことから、事業者間競争が促進され、多様なサービスの提供につながるものと考えられる。なお、新規参入事業者への一定規模の番号指定のために、一時的に使用率が低下したが、本規制により、番号の使用及び管理の適正性を確保することができるようになったことから、必要に応じてより効率的な番号の使用を求めることで改善を図ることが可能である。</p> <p>0120番号については、本規制の導入前後で、指定率は変動なく、使用率は低下している。これは、低廉な料金で通話が可能なIP電話サービスが一層普及していること、また、携帯電話においてかけ放題プランが浸透したことにより、着信課金サービスの需要そのものが減少している一方で、旧制度にて番号(1,000番号単位)を指定していた事業者には、一部の利用者が残っていること等で引き続き同じ番号を指定したことが要因であると考えられる。上述する状況は、番号の需要が減退する過渡期に見られるものと考えられ、引き続き、本規制に基づき、総務省が事業者による番号の使用や管理方法等を確認し、番号の有効利用を促すことで、需要見込みのない番号については今後返却され、指定率と使用率のかい離が改善することが予想される。</p> <p>②事業者による番号データベースの構築と固定電話の双方向番号ポータビリティの提供については、令和7年1月末までの実現を予定している。本規制の導入により、それに制度的な担保を与えることができ、各事業者による確実な実施が見込まれる。なお、各事業者が同じスケジュールで一斉に対応を進めることにより、相互接続検証などの費用は限定的なものとなると見込まれる。</p> <p>以上から、本規制に係る費用は限定的であるが、一定の効果があると認められ、間接的な影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
<p>備考</p>	